

商業・集客施設等での子ども短時間預かりモデル実施事業委託業務仕様書

1 委託事業名

商業・集客施設等での子ども短時間預かりモデル実施事業

2 目的

日本財団「少子化に対する意識調査（R6）」では、子どもを持ちたくない理由の1位は「経済的な負担」、2位が「自由な時間・生活を優先したい」となっており、「子育て＝経済的・時間的な自由がなくなる」のイメージが強いことから、商業・集客施設など身近な場所に、「安全・安心」を確保した上で短時間の預かり*を利用できる環境を整え、夫婦間の時間確保やコミュニケーションの充実化を支援するとともに、利用ニーズの把握・喚起により民間での事業展開等につなげることで、子育て応援の社会気運を醸成し、若者の結婚・子育て等に対するイメージの向上を図る。

なお、本事業は試行的に実施するものであり、利用実績や商業施設等及び利用者へのアンケート結果などを、今後の事業展開の参考とする。

※「短時間預かり」とは、主に2～3時間の預かりを想定し、午睡、食事の提供を行わないことを基本とした預かりとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 主たるターゲット

預かり対象となる子どもをもつ、県内在住の子育て世帯

5 事業内容

- ・子育て中の夫婦が、子どもを預けて利用したい県内の商業施設や参加したいと考えるイベント等を選定、提案し、当該施設内又は近隣の施設等において、短時間の預かりを実施する。ついては、下記（1）～（3）の事業を効果的に実施すること。
- ・事業内容を分かりやすく示す名称を設定すること。

（1）短時間預かりを実施する商業・集客施設等の選定、会場の確保

① 基本的な業務内容

ア 県内の子育て世帯が利用できるよう、以下の観点を踏まえた複数の預かり会場（15日程度（東予、中予、南予の3地域×各5日など））を提案、確保すること。

なお、企画提案時点で会場の仮押さえまでは不要とするが、本事業における利用について、少なくとも6か所以上の施設に確認の上、内諾を得ること。

- ・預かり会場は、利用者のボリュームゾーンとして想定する20代から40代の夫婦が利用に魅力を感じる施設等とすること。

〈施設例：ショッピングモール、映画館、温泉施設、スポーツ施設、観光・文化施設など〉

- ・預かり会場については、県と事前に協議の上、決定すること。
- ・同一施設での複数回実施することを妨げるものではないが、多様な施設で預かりを行うことで利用者のニーズを把握する観点からも、なるべく多くの会場で実施できることが望ましい。

- ・同時の預かり人数（定員）は10人～20人程度（会場の規模等により調整可）を想定しているが、同時の預かり人数を少なくし、代わりに実施日数を増やすなど、委託料の範囲内で変更することは差し支えない。

イ 預かりを実施する場所について、適切な安全確保策を行うこと。

- ・施設のうち、本事業に使用する範囲の面積は、預かり児童1人当たり3.3㎡以上とし、預かり定員の上限はその範囲内で設定すること。
- ・預かりを実施する場所について以下の点に配慮し、安全を確保すること。

- ①飛び出し防止
- ②指つめ防止
- ③誤飲(窒息)防止
- ④角部の養生
- ⑤感電防止
- ⑥地震対策
- ⑦転倒・転落防止
- ⑧緊急時対策(避難経路の確保)

また、実施期間終了後短期間で現状復旧を行うことも考慮して安全確保策を実施し、上記対策が可能であることを事前に施設側と確認、調整すること。

- ・預かり会場の入り口や受付場所付近において、本事業を利用者以外の歩行者等も認識できるよう、視認性の高い装飾を行い本事業のPRをすること。また、衝立やスモークシールを設置するなど、子どもたちが外の視線が気にならないよう工夫すること。

(2) 商業・集客施設等での短時間預かり

① 対象者

概ね満1歳から満12歳（小学生以下）とする。また、1歳未満の子どもを預かる場合、生後6か月以上（首がすわっている）とし、下記⑤の預かり従事者の配置基準に留意すること。

② 実施期間

令和8年7月頃から令和9年2月頃までを目途とし、東予、中予、南予の各地域で特定の時期に偏り過ぎることがないように開催すること。

また、子どもの長期休暇中や土日祝日など、多くの利用が見込まれる日での開催とすること。

③ 実施時間

ア 預かり会場が所在する商業・集客施設等の営業時間内とし、原則として1日で複数回の時間枠を設け、預かりの募集を行うこと。

（例：①9時～12時、②12時30分～15時30分、③16時～19時 など）

イ 対象児を受け入れる時間は、一人当たり1日一回、4時間未満とする。

④ 基本的な業務内容

ア 会場で、対象児に対して4時間未満の短時間預かりを実施する。遊具の設置や子どもが楽しめる要素も取り入れた預かり（体験ワークショップ（工作・運動・音楽等）など）となるよう工夫すること。

- イ 会場設営・撤去、必要な物品等の準備、当日の受付、利用者の誘導等の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ウ 対象児を養育する保護者に対し、預かり後に、必要に応じて預かり時の様子の報告や子育てに関する助言等を行う。
- エ 預かり会場への対象児の送迎は、保護者が行うものとする。
- オ 預かり会場と保護者との連絡手段用に携帯電話等連絡が取れる機器及び電話番号を用意すること。

⑤ 預かり従事者の資格、配置基準

ア 本事業の実施にあたっては、預かりに従事する者（以下「預かり従事者」）は原則として以下の資格等を有するものとする。

- ①保育士【国家資格】、②(准)看護師【国家資格】、③幼稚園教諭【国家資格】、④小学校教諭【国家資格】、⑤養護教諭【国家資格】、⑥子育て支援員研修（地域保育コース）修了【都道府県知事認定】、⑦全国保育サービス協会「認定ベビーシッター」資格認定【民間資格】、⑧チャイルドマインダー【民間資格】、⑨放課後児童支援員認定資格研修修了【都道府県知事認定】、⑩その他、本事業における預かり従事者として県が認めるもの

※保育士登録制度開始前の保母、保父などの任用資格のみを持っており、保育士登録をしていない者は保育士の数に入れることはできない。

また、業務従事者に対して、必要な研修を実施または受講させるなど、その資質向上に努めること。

- イ 預かり従事者等の休憩、こどもをお手洗いに連れていくこと、その他緊急時の対応ができるよう、受付等を行う預かり従事者を含め、3人以上を配置すること。
- ウ 預かり会場内のこどもと接するエリアに、常時預かり従事者を2人以上配置すること。
- エ 預かり従事者の1名は、①保育士【国家資格】とすること。
- オ 上記に関わらず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める保育士の配置基準を満たすこと。
- カ 受付やワークショップの運営等を主に行う預かり従事者については、上記のいずれかの資格を保有している者であることが望ましいが、資格を保有していない者も可とする。

⑥ 利用手続き等（予約受付、当日受付、キャンセルの管理・運営、利用料の徴収）

- ア 事前に予約受付ができるフォームを作成し、運用すること。また、キャンセルの申出があった場合は受け付けること。
- イ 時間枠別の予約の空き状況について、申込者が確認できる仕組みとすること。
- ウ 当日の予約に空きがある場合は、当日の申し込みも受け入れること。予約、申込時のフォームは必要最低限の入力項目とし、利用を検討している保護者の負担軽減に配慮すること。
- エ 受託者は、事業の実施に当たって、遊具の設置やワークショップの実施など、預かり時間の充実のため、保護者に利用料の負担を求めることができる。利用料は対象児1人1回当たり上限500円とする。（兄弟など複数人を預ける場合の割引や対象児の年齢に応じた金額を設定してもよい。金額設定については、県と事前に協議の上、決定すること。）

オ 上記エに定める費用については、利用者負担として委託料に含めず、保護者から利用料として徴収すること。

カ 利用にあたって必要な情報等を明示するとともに、内容について利用者の了解を得たうえでサービスを提供すること。また、預かり時に事故やけががないよう細心の注意を払って対応すること。

⑦ 健康管理・安全確保

ア 児童の預かり時又は事前予約時に、必要最小限の情報（氏名、年齢、体温、怪我、アレルギー、その他配慮事由の有無など）を保護者等から、適切に取得し、管理すること。

イ 児童の預かり時の状況（怪我の有無、健康状態の変化等）について、保護者に適切に連絡を取れる体制を有すること。

ウ 事故発生時等の応急措置に必要な医薬品及びその他衣料品等を常備すること。

エ 消火用具の設置場所や使用方法、緊急時の避難経路について、預かり従事者及びその他職員全員が理解していること。

オ 感染症拡大防止の観点から、感染症に罹患している子どもの預かりを断る場合の基準を定めること。

カ 保護者の緊急時の連絡先を取得し、預かり従事者を含めた全ての従事者に共有又は確認ができるようにすること。また、保護者側に対しては、緊急連絡時にすぐに預かり会場に来ることができる範囲（原則当該敷地内）から離れて外出することがないよう説明を行うこと。

キ 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。

ク 実施施設の衛生管理に十分配慮し、換気や消毒等を適切に実施するなど、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。本事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。

⑧ マニュアル等の整備

ア 緊急時の対応や預かり従事者の役割分担等に関するマニュアル（緊急時対応マニュアル）を作成し、常備すること。

イ 消防署、病院等の連絡先一覧表等を整備し、全ての保育従事者が容易に分かるように共有すること。

⑨ 県への報告等

ア 預かり時に、対象児の負傷など重大な事故等が発生した場合、速やかに県に報告すること。また、県が必要とした場合には、県の立ち入り調査を受け入れること。

イ 不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と情報共有すること。また、県に報告すること。

⑩ 効果検証

ア 利用者（保護者）に対し、事業に対する満足度や同様の預かりを希望する施設等に関するアンケート調査を実施し、預かり実績等と併せて取りまとめること。

イ 預かり会場の商業・集客施設等に対し、子育て世帯向けの預かりサービスの実施に関するアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。

ウ アンケート調査の内容については、県と事前に協議の上、決定すること。

(3) 広 報

広報について、最適な方法を検討し、提案すること。

ア 事業周知および対象者、対象店舗に配布・掲示するため、チラシやポスター等の広報物を作成し、配布すること。

イ 本事業の特設サイトを構築し、サイト内に事前予約ができるフォームを設けること。

ウ 県のホームページをはじめ各種サイトや SNS 等で広報するにあたり、バナークリエイティブを制作すること。

エ デジタル広告を実施する場合は別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

6 目標KPI

目標KPIは下記のとおりとする。

本事業の預かり利用世帯数：延べ450世帯

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県と受託者で協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、県へ報告すること。なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ 県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められる時は、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は 委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ県に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を県へ提出すること。
 - ・ 事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体 1 部、電子媒体 1 式
 - ・ 業務で作成した各種広告物：紙媒体 1 部、電子媒体 1 式
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

11 その他留意事項

- (1) 善管注意義務
事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 関係法令の遵守
受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 特許権等
本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起に

については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(4) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 県が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に県の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(5) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(8) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(9) 委託料の返還等

- ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。
- イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと県が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、県の指示によるものとする。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及びGoogle タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2種類のGoogle アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのみでの計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者のGoogle 広告アカウントで発行するGoogle 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式のFacebook ビジネスマネージャで発行するFacebook ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県と協議の上、愛媛県公式のGoogle タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式のGoogle タグマネージャ上でタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及びFirebase 向けGoogle アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避ける、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じてCPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等のCPM 課金型(インプレッション単価制)ディスプレイ広告を実施する場合には、vCPM 課金型(viewable インプレッション単価制)が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合には、愛媛県にその事情を説明・協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。

- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。

3 Facebook 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネススイートと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Facebook 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Facebook 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネススイート以外への接続も行わない。
- (3) Facebook ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Facebook が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイククライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo! 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo! 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイククライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo! 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo! 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は

実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。

- (3) 受託者の Yahoo! 広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Facebook 広告又は Google 広告、Yahoo! 広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として両媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリマーケティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7において YouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。